

高齢者を狙う消費者トラブル①…SF商法

日本は65歳以上の高齢者人口の割合が26.7%(平成27年10月1日現在)となり4人に1人を上回るようになりました。高齢者の人口増加に伴い、高齢者を狙う悪質な勧誘等を行う事業者が後を絶ちません。シリーズで高齢者の消費者トラブルの事例を挙げ、具体的に紹介していきたいと思います。

SF商法:狭い会場に人を集め、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら、「ハイ、ハイ」と手を上げさせるなどして、ただ同然で日用品などを配り、冷静な判断が出来ない高揚した雰囲気の中で高額な商品売りつける商法です。

【問題点】

- ・日用品をもらうことに夢中で気が付いたら数人の客しかいなかった。
- ・元気よく手を上げるとただ同然で物がもらえる。高額な商品にも手を上げていた。
- ・自由に帰れる雰囲気ではなかった。
- ・販売員がとても親切に体調を心配してくれたので、断りにくくなった。

【事例】

誘われて展示会に行ってみたら、販売業者の話が面白く会場に行くのが楽しみになった。続けて何回か通ううちに特定の販売員と顔見知りとなって親しくなり、体調の事なども親身に相談に乗ってくれた。品質も良いらしいので、勧められるまま商品を買ってあげるようになった。しかしよく考えてみると高額である。商品の効果もよくわからない。返品するので、お金を返してほしい。

【アドバイス】

契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが可能です、例え健康器具や布団等使用していてもできます。健康食品や化粧品など使用していても販売の最小単位を基準に引き取り、残りをクーリング・オフできます。また、勧誘の虚偽説明、威迫・困惑行為があれば、クーリング・オフ期間が過ぎていても契約取消可能です。被害にあわないためには、

- ・無料配布や販売会のチラシ、引換券を配っていても受け取らない。
- ・販売員や近所の人に誘われても、興味本位で会場へは行かない。
- ・いったん会場に入るとのめり込みがちだが、冷静に必要な高額でないか考える。
- ・空き店舗を利用した期間限定の店舗に注意する。

上記以外でも、契約に納得がいけないときは消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

部落差別解消法をご存知ですか

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」が、平成28年12月16日に施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

近年、インターネット等の普及により情報の発信や取得が容易となる中、部落差別につながる情報が、インターネット上に流れるなど現在も新たな問題が発生しています。

部落差別解消法では、国と地方公共団体は、部落差別の解消に関し、適切な役割分担を踏まえて、連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずることが責務として記されています。さらに部落差別に関する相談体制の充実を図り、部落差別を解消するための教育及び啓発を行うよう努め、実態調査を行うものとしています。

全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、部落差別のない社会を実現するために、より一層充実した取り組みを推進していきますので、皆様のご理解をお願いします。